

兵庫県、神河町

介護保険ケアプラン自己作成にかかる手続き

自己作成する家族（ケアマネなど）から提出していただく書類

最初の手続き

1) 要介護者の場合

- ① 居宅サービス計画作成依頼届出書（神河町介護保険規則様式第25号）
- ② 被保険者証 →「自己作成」入力
- ③ サービス利用票（利用者に印鑑もらう）
- ④ サービス利用票別表
- ⑤ フースシート（基本情報）
- ⑥ 介護サービス計画書（1）（2）

2) 要支援者の場合

- ① 居宅サービス計画作成依頼届出書（神河町介護保険規則様式第25号）
- ② 被保険者証 →「自己作成」入力
- ③ サービス利用票（利用者に印鑑もらう）
- ④ サービス利用票別表
- ⑤ 基本チェックリスト
- ⑥ 利用者基本情報
- ⑦ 介護予防サービス・支援計画表
- ⑧ 介護予防支援・サービス評価表

注 1) ケアマネと本人のケアプラン作成契約書については提出する必要なし。

毎月の手続き

毎月 5 日までに

- ① 前月のサービス提供票
- ② サービス利用票（利用者に印鑑もらう）
- ③ サービス利用票別表

サービス実績票をみて10日までにライフパートナーに給付管理票を入力する。

ライフパートナーでCSVファイルを作成する。

国保連へ伝送ソフトでCSVファイルをデータ送信する。